

令和3年度第1回行政評価委員会 会議録

日 時：令和3年7月7日（水）18時30分～19時40分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員、倉澤生雄委員、下柳裕子委員、重岡真美委員、西田和眞委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（西山・岡井・曾我部）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介

伊予市行政評価委員会規則第3条第1項第1号委員〔学識経験者〕

松山大学法学部教授 妹尾克敏

松山大学法学部教授 倉澤生雄

同規則第3条第1項第2号委員〔公募による市民〕

下柳裕子

重岡真美

同規則第3条第1項第3号委員〔市長が認めた者〕

税理士 西田和眞

公認会計士・税理士 木本 敦

5 議事

(1) 委員長・副委員長選出

(事務局)

本委員会は、伊予市行政評価に関する条例（以下「条例」という。）及び伊予市行政評価委員会規則（以下「規則」という。）に基づき運営する。

行政評価は、条例第1条にあるとおり、市が行う施策及び事務事業に関し、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開し、情報を共有することにより市民参画型の行政を推進することを目的としている。第6条において、行政評価委員会を置き、市長の諮問に応じ、市が行う行政評価に関し、調査審議いただくこととしている。規則第3条にあるとおり、委員会委員は6人以上とし、市長が委嘱するとある。この規則に則り、先程委嘱したところである。

ここで、規則第4条に基づき、委員長及び副委員長を互選により選出をお願いしたい。

[次のとおり決定]

委員長 妹尾 克敏

副委員長 西田 和眞

(2) 説明事項

(委員長)

次第に沿って進める。いくつかあるが、いずれも事務局からの説明事項である。一括して説明願いたい。

(事務局)

①行政評価委員会について

委員会の任務は規則第2条のとおり、行政評価の計画的かつ着実な推進を図り、もって成果を重視する行政の推進とともに、市の行政活動を市民に説明する責務を全うすることを目的としている。委員構成は規則第3条にある1号から3号までの者から6人以内とし、委員の任期は2年である。会議は委員の半数以上の出席が必要であり（規則第5条）、必要があると認めるときは、議事に係る関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を求めることができる（規則第7条）。この条項に基づき、評価の精度を上げるために事務事業の担当者に出席を求め、説明並びに質疑応答を行っている。

②行政評価制度について

市の基本的な方向性を政策とすると、それを構成する大きな目標を施策といい、さらに、施策を構成するのは、一つひとつの事務事業である。行政評価とは、事務事業を評価する事務事業評価、施策を評価する施策評価がある。業務改善や成果・効率性を重視していく内部管理、将来ビジョンの明確化や住民に対する説明責任などの外部説明に有効なツールとして様々な活用ができるものである。

市では、予算を伴う全事務事業を対象とし、行政評価を行っており、評価手順としては、自己判定（担当者）、一次判定（所属長）、二次判定（部長等）と進み、最終判断（経営者会議）がされる。一次判定が完了したシートを公開し、今年度は7月1日から30日まで意見公募手続きを行う予定としている。

二次判定で、事務事業のあり方について、一定の方向性を判断することとなり、廃止や縮小、重要な事業については、外部の意見を求めるということで、行政評価委員会にて意見を伺うこととなっている。また、低評価であった事業に関しても同様に意見を伺うこととなっている。

行政評価委員会で頂いた意見は、答申という形で市長へ示され、その内容を踏

まえて、経営者会議にて事務事業の最終方向性を決める。その結果を職員へ通知し、議会への報告、市民への公表を行う。

③行政評価フローについて

昨年の行政評価委員会は、令和2年7月から9月にかけて審議をいただいた。この結果に基づいた経営者会議にて最終判断が行われ、12月定例議会において報告している。その内容が「令和元年度事務事業における行政評価結果報告書」である。また、委員会で頂いた意見については、別冊の「令和2年度外部評価結果」にまとめている。

職員においては、4月に担当責任者を確定し、その後事務事業シートの基本情報の入力を進め、上半期が終わる10月頃に中間評価を行っている。現時点では、二次判定までが完了し、意見公募を行っている段階である。今後、第2回行政評価委員会から審議を行い、全ての審議が終了する頃から経営者会議を行う。事務事業の最終的な方向性が決まれば、12月定例議会に報告すると同時に、市民への評価結果の公表となる。

④行政評価の手法について

資料「令和2年度外部評価結果」から、昨年度の評価結果の一例を挙げて説明する。1ページには「意思疎通事業」がある。右上の担当部局として福祉課とある。委員会時に担当である福祉課の職員が直接説明を行うこととなっている。担当職員は、総合計画での位置づけや事業対象、内容などの概要説明を行い、主な事業活動の指標に関する説明など、活動を具体的に説明し、判定における、妥当性、有効性、効率性、事業推進における課題認識等を説明する。

事務量に人工数（にんくすう）とある。この1人工は、職員1人分の事務作業とお考えいただきたい。この直接事業費と人件費の合計、つまりどれだけの金額がこの事業にかかっているかがここで示される。また、事業の目的や内容を達成するため、1年間でどういうことをやってきたかが、事業活動の実績（活動指標）で示される。これとは別に成果指標というものがある。事業を行うに当たり、年間の成果目標を立て、それに向かって進捗を進めることにより、具体的な事業展開を図ることができるということで、この成果指標を掲げて1年間事業を実施することとしている。事業実施後には、自己判定及び一次判定において、事務事業の妥当性、有効性、効率性の判断、そして事業に当たった課題認識を記載することとなる。ここまで担当者がかいつまんで説明を行う。

その説明内容あるいは事前にシートを送付した際に委員が疑問に思われたこと、不明に思われたことなどは、その場で担当者へ質問することが可能であり、

その上で、委員それぞれの視点で意見を頂くという手法を取っている。その発言が正しいとか間違っているということはない。委員の皆さんが思ったことを率直に発言いただければよい。委員の皆さんから頂いた意見を事務局で集約し、要約したものが外部評価となる。市は様々な意見を踏まえ、市としてどういう方向性で進めるかを経営者会議で諮る手法となっている。

⑤令和2年度事務事業評価取組状況について

現在の実施状況について説明する。令和2年度事務事業数は、582事業であり、そのうち評価対象事務事業は328事業、定型的な事業等で評価の対象とならない事務事業が254事業である。現在、評価対象事業すべて二次判定まで完了している。また、外部評価の対象事務事業は15事業、事業廃止と判断した事業のうち、本委員会で諮らない事業（案）が19事業となった。

（委員長）

かなり盛りだくさんな説明だったと思う。これまでの説明で分からないこと、聞き漏らしたこと、質問等があればお聞きしたい。新たな委員のお二人から御意見等はないか。

（委員）

正直言うと、まだ何が分からないか分からない状況である。しっかりと勉強して取り組んでいきたい。

（委員）

説明を聞いて、文字を追うことで精いっぱいである。

（3）協議事項

（委員長）

議事の（3）協議事項に進む。①事業廃止と判断された事業について、事務局から説明願いたい。

（事務局）

①事業廃止と判断された事業について

委員会資料2の「事業廃止と判断された事業」をご覧いただきたい。既に事業廃止が決定された事業については、意見を参考に改善や事業推進を図ることができないため、評価シートの報告をもって審議に代えさせていただく。

○ 既に廃止又は廃止が決まっている事業の報告

No. 1 特別定額給付金事業（総務課）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、給付対象者1人につき

10万円を給付する事業である。令和2年度限りの事業であり、事業の終了に伴う廃止が決定している。

No. 2 新生児特別定額給付金事業（総務課）

No.1の特別定額給付金事業における対象者の基準日以降に生まれた新生児に対し、1人につき5万円を給付する事業である。同学年となる令和3年4月1日生まれの新生児までが対象となるため、本年度への繰越事業となっている。すでに100パーセントの申請率となっており、事業完了に伴い、事業廃止と決定している。

No. 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業（財政課）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要な消耗品や備品等を調達する事業である。コロナ関連予算を活用した令和2年度限りの事業であり、事業の終了に伴う廃止が決定している。

No. 4 愛媛県総合防災訓練事業（危機管理課）

愛媛県との共催により、県内市町の持ち回りで実施される事業である。次回開催地に選定されるまでは本市における事業実施がないことから、事業廃止が決定している。

No. 5 施設整備事業（福祉課）

障がい者グループホーム建設に伴う補助金支出のための事業である。令和元年度からの繰越事業であり、補助金の支出をもって事業完了となったため、廃止が決定している。

No. 6 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する事業である。児童手当受給世帯の対象児童一人につき1万円を支給している。国の新型コロナウイルス感染症対策による令和2年度限りの事業であり、事業の終了に伴う廃止が決定している。

No. 7 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業（子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する事業である。児童扶養手当受給世帯等の対象児童一人につき5万円を支給している。国の新型コロナウイルス感染症対策による令和2年度限りの事業であり、事業の終了に伴う廃止が決定している。

No. 8 高齢者共同住居運営事業（長寿介護課）

令和元年度をもって廃止となった施設である。建物が残存しており、今後も草刈り等の最小限の維持管理に係る経費のみ必要となる。

No. 9 ふれあいプラザ運営事業（長寿介護課）

平成30年度をもって廃止となった施設である。令和2年度に施設の解体

工事、それに伴う損失補償についても完了したため、事業廃止と決定している。

No.10 老人福祉施設建設事業（長寿介護課）

令和2年9月に供用開始となった中山コミュニティセンターの建設に係る事業である。令和元年度からの繰越事業であり、建設完了のため、事業廃止と決定しているが、本年度に損失補償の対応が残っている。

No.11 図書館・文化ホール等建設事業（都市住宅課）

昨年度の行政評価委員会で審議した、IY0夢みらい館の建設に係る事業である。令和2年度の供用開始後に判明した不具合箇所や損失補償の対応が完了したため、事業廃止と決定している。

No.12 車両基地・貨物駅周辺整備対策事業（都市住宅課）

JR車両基地・貨物駅周辺の道路等の整備に係る事業である。令和元年度からの繰越事業が完了し、全体事業完了となったため、事業廃止と決定している。

No.13 スマートIC整備事業（土木管理課）

令和元年度からの繰越事業である。中山スマートIC周辺の整備及び損失補償の対応が完了し、全体事業完了となったため、事業廃止と決定している。

No.14 特産品センター管理運営事業（経済雇用戦略課）

JR中山駅横にある、なかやま特産品センターに関する事業であるが、令和3年3月末で施設条例を廃止し、道の駅「なかやま」に機能を集約したため、事業廃止と決定している。今後は、道の駅「なかやま」の一部として活用していく。

No.15 小学校GIGAスクール事業（学校教育課）

No.16 中学校GIGAスクール事業（学校教育課）

市内の小中学校において、児童・生徒一人に一台、タブレット端末を整備し、その活用のため、校内に無線LANを整備する事業である。国のGIGAスクール関連の補助事業は令和2年度で終了するため、所管課では事業廃止と判断している。

No.17 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業（学校教育課）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休校後の学校再開に伴い、必要な消耗品や備品等を調達する事業である。コロナ関連予算を活用した令和2年度限りの事業であり、事業の終了に伴う廃止が決定している。

No. 18 修学旅行キャンセル料支援事業（学校教育課）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小中学校が修学旅行をキャンセルした場合に発生するキャンセル料の20%以内を保護者に補助するための事業である。コロナ関連予算を活用した令和2年度限りの事業であり、事業の終了に伴う廃止が決定している。

No. 19 ふれあい館運営事業（社会教育課）

昨年度の行政評価委員会で審議した事業である。施設の老朽化及び使用実績がないことから、事業の廃止が決定している。なお、建物が残存するため、今後も必要最小限の維持管理費は必要となる。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度限りの事業が多数あり、事業完了に伴う廃止が多い状況である。

ここで一点、検討いただきたい。小中学校のGIGAスクール整備事業であるが、昨年度の行政評価委員会で外部評価に諮るとよいと選定された事業である。所管課では事業廃止と判断しているが、無線LANの整備工事は本年度に繰り越すことが決まっているため、本年度の行政評価委員会で外部評価に諮ることも可能と考えているが、いかがだろうか。

（委員長）

事務局から「事業廃止と判断された事業」についての説明及び小中学校のGIGAスクール整備事業の取扱いについての説明があったが、何か質問や不明な点、意見等はないか。

（委員）

小中学校のGIGAスクール整備事業については、高額な事業費が気になったのだと思うが、なぜ選定したのかを忘れてしまった。本年度は無線LANの整備だけとなると、大した事業内容ではなさそうなので外部評価に諮らなくてもよいと考える。

（委員）

この事業は、市内の小中学校において1人1台のタブレットを購入して、それを使えるように環境を整備するというだけのものだろう。

学校で活用する際には、クラウドを使って実施するというが、伊予市が購入したのは、ウィンドウズのタブレットだと聞いている。クラウドで活用を考えた場合、グーグルのクロームが先行しており、マイクロソフトは最近になって追隨してきている。クロームブックであれば、マイクロソフトのウィンドウズを使ったタブレットの半値程度で手に入るものがあり、クラウドを活用するには、より適していると思われる。

特別給付金のシステムが動かなくなっていて混乱を招いたのは、マイクロソフトのインターネットエクスプローラ11という前近代的なものを使って、システム構築したからだと言われている。そのような内容を検討した上で、選定したのか気になっている。どのような検討過程を経て購入に至ったのかを担当課に聞いてみたい。検討段階には、いろいろなソフト等があったと思う。児童・生徒にとって本当に使い勝手のよいものを選定しているのであればよいのだが。

(事務局)

タブレットについては国から示された仕様があり、その中から選定したと担当者から聞いているが、選定過程の詳細な情報は持ち合わせていない。8月4日の第3回委員会に学校教育課の事業があるため、選定に至った過程などを合わせて説明するようにしたい。

②今後の委員会日程等について

外部評価に付された事務事業について確認いただきたい。今年度対象となる事業は、二次判定者が外部評価に付した事業、昨年度各委員により選定された事業又は一次判定あるいは二次判定において評価の低い事業で合計15事務事業である。

審議日程は事前に提示した日程であるが、本年度は外部評価には諮る事業が例年より少ない状況であるため、当初の案より1回少ない予定となっている。会議は1回につき2時間から3時間の予定で開催し、次回から4回の外部評価を実施し、9月初めには完了、9月中旬に外部評価意見の確定をしたいと考えている。会議は庁舎4階大会議室で実施する予定としている。

なお、第5回は2事業の評価であるため、これまでの課題をもとに、事務事業評価の改善に向けた協議の時間をとりたい。

また、行政評価委員会と並行して、経営者会議を8月ないし9月頃から順次開催し、この行政評価委員会において審議された事業についても11月上旬に最終判断を行い、12月議会において議会への報告を行うこととしている。

ここで一点、検討いただきたい。第4回に審議予定の都市再生整備計画事業であるが、昨年度が5か年にわたる事業の最終度に当たり、学識経験者等による事後評価が必要となっている。担当の都市住宅課から、行政評価委員会において、事業全体の事後評価をお願いしたいと依頼があった。

当日は、通常の行政評価に加え、詳細な内容の説明があり、計画全体の事後評価をお願いしたく考えているが、よろしいだろうか。

(委員長)

本年度の対象事業及び開催日程の確認をいただきたい。また、都市再生整備計

画事業の事後評価についてはどうだろうか。予定では、8月18日開催の第4回で実施することになる。何か意見・質問等がある方はいるか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その取り扱いをしていただきたい。次回は2週間後の7月21日、第3回は更に2週間後の8月4日となる。いずれも18時30分からということである。予定を入れておいていただきたい。

(4) その他

(事務局)

会議の公開及び会議録の公表について説明する。

伊予市基本条例第22条に審議会の会議及び会議録は原則公開しなければならないということがある。次回からの委員会開催は、ホームページにて案内を行い、委員会を傍聴したいという方がおられた場合は許可をさせていただければと考えている。

また、今回も含め、委員会の会議録は公開とさせていただければと思う。公開に当たっては、委員の氏名のほか、個人が特定されるような表現は行わない形で作成している。委員の皆さんに確認いただ上で、ホームページに掲載するという形式を取っており、本年度もその形で進めていきたい。

以上、2点について、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その取扱いとさせていただく。

今後の資料の配布について説明する。評価に必要な資料は、原則として、委員会開催時に次の委員会の資料と前回の会議録を配付するよう考えている。第2回の審議資料は、7月12日に発送を予定している。

今回、伊予市総合計画後期基本計画の冊子を配布している。本市が目指すべき姿ということで、「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」という構想のもと、5年前に計画を策定し、10年間をスタートした。昨年1年間をかけ、総合計画策定審議会を開催して、後期基本計画を策定し、本年から残りの5年がスタートしている。

中ほどに掲載している基本計画には24施策あり、本市の事務事業は全て、この基本計画に基づいて実施している。今後の審議の参考となるため、時間のある時にお目通しいいただきたい。

(委員長)

委員会の傍聴は、前期は2、3人の市議会議員が来ていた。会議録は、個人が

特定される表現は行わないが、委員長の発言は「委員長」と表現し、ほかの委員の発言は「委員」ということで作成をしている。その理解でよろしいか。

その他、委員から何もないようであれば、本日は以上で議事を終了する。協力に感謝申し上げます。